

## 令和8年水上村条例第8号

### 水上村スポーツサイエンス施設条例

#### (設置)

第1条 交流人口の増加による地域振興、地方創生の推進を図るとともに、住民の体力向上、地域のコミュニティ形成に資するため、水上村スポーツサイエンス施設（以下「施設」という。）を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

#### (利用期間)

第3条 施設の利用期間は、通年とする。ただし、必要があると認めるときは、村長はこれを変更することができる。

#### (利用時間)

第4条 施設内の各室の利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、必要があると認めるときは、村長はこれを変更することができる。

#### (管理及び運営)

第5条 施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

#### (利用許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ村長の許可を受けなければならない。また、許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 村長は、管理上必要と認めるときは、前項の許可に際し、条件を付けることができる。

#### (禁止行為)

第7条 施設内では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定の場所以外で喫煙し、又は飲食すること。
- (2) 指定区域以外の場所に車両等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (3) 正当な理由なく、他人の姿態を撮影し、又は撮影しようとして写真機その他の撮影する機能を有する機器を人に向け、若しくは設置すること。ただし、村長が許可した場合は、この限りでない。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると村長が認める行為

#### (利用許可の制限)

第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 施設の管理上支障があるとき。
- (5) その他施設の利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第9条 施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 村長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責によらない理由により、利用ができなくなったとき。
- (2) その他村長において還付する必要があると認めるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、施設を第6条に規定する利用の許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の制限)

第13条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止させ、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
- (2) 第7条及び第8条の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公用又は施設の管理上支障のあるとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設の利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により、利用を取り消され、又は停止されたときも同様とする。

(損害賠償等)

第15条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除

することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第5条の規定による管理及び運営
- (2) 第6条に規定する利用許可、第8条に規定する利用許可の制限、第13条に規定する利用の制限、第14条の規定による原状回復命令その他利用許可に関連する業務
- (3) 第9条に規定する使用料の徴収、第10条に規定する使用料の減免、第11条ただし書に規定する使用料の還付その他使用料の徴収に関連する業務。ただし、使用料の減免及び使用料の還付については、村長の承認を受けて行うものとする。
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関して村長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合においては、第6条から第11条まで及び第13条の規定中「村長」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、利用期間及び利用時間を変更するときは、あらかじめ、村長の承認を受けてこれを行うことができる。

(利用料金の収入)

第17条 村長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその管理する施設の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定を適用する場合においては、利用料金は、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金をその収入として収受させる場合においては、第9条から第11条まで及び別表第3の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前におい

でも行うことができる。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
水上村スポーツサイエンス施設	水上村大字湯山412番地

別表第2（第4条関係）

室 名	利用時間
スポーツサイエンスルーム	午前8時から午後5時まで
リカバリールーム	午前8時から午後5時まで
宿泊施設（食堂・風呂含む）	午前8時から翌日午前10時まで

別表第3（第9条、第17条関係）

使用料

区分・時間	スポーツ サイエンスルーム （1回につき）	リカバリールーム （1回につき）	宿泊施設 （1泊3食）
村 内 村内宿泊者	2,000円	1,000円	10,000円
村 外	3,000円	1,500円	